

中間前金払と部分払の選択について

請負代金額100万円以上の工事については、中間前金払と部分払（年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）における各年度末の部分払を除く。）のいずれか希望するものを、初回の請求時までを選択していただくことになります。

いずれかを請求した後は、もう一方の請求はできません。（年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）における各年度末の部分払を除く。）

なお、一旦選択した後の変更は、認められませんので注意してください。

【中間前金払制度】

前金払の支払を受けた後、次の要件を充足した場合、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約を締結し、請負代金額の10分の2の範囲内で追加の前金払を受けることができる制度です。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。